

平成20年1月22日

経済産業省 商務情報政策局 製品安全課御中

「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集について

記

(1) 石油燃焼機器の特定製品への追加指定について

石油給湯器、石油ふろがま、石油ストーブを特定製品に指定することに賛成します。

石油給湯器、石油ふろがま、石油ストーブの特定製品の追加指定について賛成いたします。近年のガス・石油の燃焼機器の事故発生状況を考えると、今や遅しというべきかもしれません。従来法令上の技術基準が存在しなかったことこそ問題と思われれます。無論業界内においては安全対策は行われていたと善意に解釈いたしますが、万一の事故発生時の重大性から考えると、しかるべき安全・技術基準を設定し、マークの付与を行い、消費者の安全な製品選択に資するという事は重要と判断します。

(2) 特定保守製品の指定について

特定保守製品に経年劣化による重大事故発生率 1ppm以上という基準で9製品の指定をすることに賛成します。

但し数年毎の見直し規定を盛り込むことが必要と判断します。

「経年劣化により、安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品であって使用状況からみてその適切な保守を促進することが適当なもの」という製品について、ガス瞬間湯沸かし器、液化石油ガス用瞬間湯沸かし器、石油給湯器、ガスバーナー付きふろがま、液化石油ガス用バーナー付きふろがま、石油ふろがま、電器食器洗機（ビルトイン型）、温風暖房器（灯油消費量 12 キロワット以下）、浴室用電気乾燥機の9品目を指定することについては基本的に賛成します。消費者が目視で安全を認識できなかつたり、容易に異常を検知することが困難な製品でもあることから9品目の指定は妥当と考えます。経年劣化による重大事故発生率がppm以上の品目でもあるということで指定には合理的根拠も認められると判断します。但し、この9品目が硬直的に指定製品となることのないよう生活環境の変化、技術革新など様々な状況の変化を考え、随時、特定保守製品の指定見直しを行う必要を追加提案します。

以上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015

E mail nacs-muse@y3.dion.ne.jp

世話人 花井・小林